第３０回定期大会

日時：９月２日(日)9:30～
場所：千葉県教育会館

ちば労連

ホームページ http://chibarouren.jp/　メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 320 号 URL 版　2018 年 7 月 31 日

発行　千葉県労働組合連合会

〒260-0854　千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話　043(225)5576　　FAX　043（221）0138
発行人　本原康雄　　定価 20 円

【１面】

市民の力と野党の共闘で「オスプレイはいらない」を実現させよう!

梅雨明けで、気温 32 度の真夏日の下、『オスプレイ暫定配備反対７・１県民大集会 in 木更津』が７月１日、木更津吾妻公園において開催されました。オスプレイくるないらない住民の会、平和・人権・教育と文化を考える会、木更津・君津地区労センター、君津・木更津地区労働組合連合会の４団体の代表が共同呼びかけ人となった集会です。集会には、全県から千葉労連に結集する仲間の他、安保関連法に反対するママの会＠ちば、再び戦争をさせない千葉県１０００人委員会、憲法を守り・いかす千葉県共同センターなど様ざまな団体や近隣住民など、２２００人が結集しました。

オスプレイ安定配備にＮＯ！の意志を示す参加者

なんとしても暫定配備阻止へ

集会では、オスプレイくるないらない住民の会会長吉田勇悟さんが「昨年２月、沖縄普天間基地の米海兵隊オスプレイ１機の定期整備が始まり、15 ヶ月経ってようやくテスト飛行が始まろうとしている。木更津基地は、漁業や潮干狩りを行う海岸と住宅街、東京湾の工業地帯や羽田空港に隣接している。衣、食、住と安全で安心して暮らせる木更津のために、なんとしてもオスプレイ暫定配備を阻止しなければならない」と訴えました。

その後、立憲民主党・生方幸夫衆議院議員、日本共産党・畑野君枝衆議院議員、自由党・青木愛参議院議員、社民党千葉県連合・小宮清子、新社会党・岡崎ひろみ中央本部委員長、市民ネットワーク千葉県・山本友子千葉県議会議員、安保関連法に反対するママの会＠ちば・宮本理恵さんが、激励と連帯のあいさつをおこないました。

千葉県は配備反対の意向を示していない

あいさつでは「防衛省は木更津基地にオスプレイ暫定配備を否定していない、国が県と調整している。

千葉県は、配備反対の意向を示していない。国会の質問主意書で、17 機購入予定のオスプレイの内 13 機がすでに契約済み。残りが決まるまでに木更津基地に配備させない運動を大きくする必要がある。千葉県民が佐賀県の人々のように熱意を持って暫定配備阻止の運動が求められている。軍隊は国民を守らない。基地はいらない、オスプレイもいらないの運動を広めよう」と強調しました。

仲間をつくり一人ひとりの力をつなごう

また、沖縄や佐賀のオスプレイ配備反対を求める仲間からメッセージやエールが届きました。

集会参加者全員で、オスプレイ暫定配備反対の集会アピールを採択し、市内パレードを整然とおこないました。

米との共用基地は危険
現地『住民の会』事務局長に聞く

木更津で運動が始まったきっかけ

２０１３年 12 月 31 日付け佐賀新聞に米海兵隊オスプレイの配備先は佐賀空港、木更津基地も候補地にとの小さい記事がありました。

誰かこの問題を取り上げるのではと気楽に考えていたのでしたが、半年を過ぎても誰も動かないので私が手を上げました。仕事柄「陸上自衛隊木更津駐屯地が地位協定２条４項（a）に該当する共用基地」であることを知っていたからです。

２０１４年６月、４人の呼びかけで「陸上自衛隊木更津駐屯地米海兵隊オスプレイの配備（当時）」についての勉強会や宣伝活動を計画しました。

既存の組織に頼らず、広く個人を含めた全く新しい組織をめざし、数回の相談会を開催しました。同年８月に「オスプレイ来るな　いらない住民の会」を、賛同する団体・個人で結成しました。結成した当時、「木更津基地が米軍基地とは知らなかった」のですから、最初から「反対、反対」と叫ぶ組織ではありませんでした。

オスプレイ来るな　いらない住民の会
事務局長　野中晃さん

この間の地域での運動の変化

この６月で相談会から４年経ちました。『配備反対 10・25 集会』（５００人）、『整備拠点反対 11・13 集会』（１３００人）、『暫定配備反対７・１集会』（２２００人）と防衛省の施策に合わせ県民集会を重ねてきました。

住民と野党の共闘で

木更津基地は、オスプレイ配備報道から日米オスプレイの共通整備拠点に変わり、今年３月 26 日、突然自衛隊購入のオスプレイ５機の暫定配備が取りざたされて、住民と行政は振り回されています。

７月１日の２２００人を結集した大集会は、この間の運動の一つの到達点です。保守的基盤の強い地域ですが、運動は着実に広がっています。あいさつ代わりに「オスプレイが来るらしい」「オスプレイは

怖いね」などと会話が出来るようになりました。

特に２０１６年６月から『木更津総がかり行動』として、安倍内閣の安保法制反対の行動に立ち上がり、木更津駅で毎週街頭宣伝した仲間の行動が力になりました。私は『木更津方式』と呼んでいます。そして安倍内閣の同年９月 19 日の安保法制強行採決に対して『オスプレイ来るな　いらない住民の会』に参加していた野党すべてがオスプレイ整備拠点反対を表明されたことは心強く住民と野党共闘ができあがった瞬間でした。毎月 19 日は現在も木更津駅で宣伝行動を続けています。

波涛

今年は梅雨に咲くあじさいなどの花の期間が長く、その前に咲く桐や藤の花はあっという間に終わったと妻が言っていた。花の期間から季節の変化を感じることができるようだ▼夏はスポーツ大会の時期でもある。小学生、中学生の子どももバスケの大会に忙しく参加している▼サッカーW杯ロシア大会はフランスの優勝で幕を閉じた。日本代表の試合を見ていて、選手間のコミュニケーションの重要性を想像していた。ボールに寄る選手、空いたスペースに走る選手といった一連の動きにもコミュニケーションがあった▼球技では瞬間のコミュニケーションが求められ、その中での創造的な動きが、感動につながるのではないか。

【２面】

公務員は一部の奉仕者ではない
第３２回千葉県地方自治研究集会

自治労連千葉県本部は、６月 23 日、千葉県文化会館で第 32 回千葉県地方自治研究集会を、『憲法を活かし、住民・職員が希望持てる自治体を語り会おう！』をスローガンに開催。自治体職員関係で 25 単組１４７人、市民１０１人が参加しました。

人権意識持つ公務員に

午前の全体会では、前川前文科省事務次官の講演と特別報告、基調報告。午後は分科会と現業職種別交流集会がおこなわれました。

前川前事務次官の講演では、「公務員は一部の奉仕者ではない」「一国民としての人権意識が大事」と強調しました。

まず、公務員の責任にふれ、公務員の守るべき原則として、憲法 15 条と 99 条をあげ、わざわざ一部の奉仕者ではないと強調されている意図を思うべきと指摘しました。そして憲法 99 条にふれ、天皇から国務大臣、国会議員からその他の公務員まで「この憲法を

誰のための公務員なのか、人権感覚にかなっているかと訴える前川喜平前文部科学省事務次官

尊重し擁護する義務を負う」と規定され、憲法は国民がつくり、政府・権力に守らせるもの。立憲主義の神髄がここにある、と強調しました。

さらに、日本の公務員は基本的人権を著しく制限されていることも課題と指摘。「公務員である前に一個人、一国民、一市民であることが重要。上司の言ったことに従うのではなく、国民や市民が公務員に付託している願いから見てしっかりと判断する必要がある。そのためにも主権者である一国民として、自分たちの仕事が人権感覚にかなったものになっているかどうかを見る必要がある」と話しました。

最後に前川さんは、公務員は、全体の奉仕者であり個人責任も問われる公務員のみなさんが、市民の気持ちが分からず、上司から言われたことをそのまま実行してしまう公務員とならないようにと警告しました。

特別報告では、年々通報件数が急増している児童虐待問題で児童相談所の現場と課題について、県職労・福祉部会長から、県内で自治体病院の再編計画が進められている医療や自治体病院の実態、いま進められている再編計画の問題点、県民運動について県本部医療評議会からそれぞれ報告されました。

午後からは、①地域医療と自治体病院の拡充、②子育ての現状と保育現場の課題、③児童相談の状況と課題、④自治体の『働き方』を考える、４分科会と『憲法と地方自治』の講座をおこないました。

千葉労働局に最賃署名８，０５１筆を提出

千葉労連は、７月２日に千葉地方最低賃金審議会長、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会長あてに、『千葉県の最低賃金を直ちに１５００円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書』を、８０５１筆を千葉地方最低賃金審議会事務局の責任者、森山賃金室長に提出しました。また、千葉県最低賃金改定にかかる意見交換もおこないました。

山﨑千葉労連事務局長は「千葉県の最低賃金時給８６８円では、ひと月働いても、15 万円程度しかならず、憲法で保障している健康で文化的な生活や労働基準法の『労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない』にはほど遠い。８時間働けばまともに生活できる賃金に改善して欲しい。その実現にむけて千葉地方最低賃金審議会事務局としてご奮闘願いたい」と訴えました。

森山賃金室長は「提出していただいた連名の署名は、本省にあげていきたい。千葉地方最低賃金審議会に反映させるよう努力する」と回答しました。

労働相談一ヶ月
～定期健康診断の採血ミス～

鉄筋建材の製造工場で働く 27 歳の青年からの相談です。

Ｑ１　医療関係の職場で働く契約社員が定期健康診断採血時に神経を傷つけてしまい、激しい痛みとしびれが取れないという相談です。職場は、労災請求を行い認められました。週に１回通院し、仕事が以前より遅くなってしまいました。上司は、仕事に支障が出ていることから、辞めてもらいたいという露骨な態度を示す嫌がらせをされているという訴えです。

Ｑ２　定期健康診断時に静脈を突き抜け動脈を傷つけてしまい、しびれが取れず重いものが持てない等仕事に支障が出ています。上司は勤務中でないから労災にならないと言われたというものです。

Ａ　第１に、健康診断時の事故は労災になるかという件です。すでに①事案で労災と認められているので明解と思いますが、定期健康診断は労安法で使用者に実施義務付けているもので、使

用者の指揮命令下の出来事になります。②事案の上司の「労災にならない」という話は誤りで、労災制度の仕組みを説明して請求を行うことを勧めました。第２に、①の場合、労災に伴い労働力の低下が起きているのが明らかなので、上司は軽減業務の措置など配慮することが必要で、いじめてやめさせようとする行為は、被災者から安全配慮義務違反の損害賠償を求められるリスクがあることを知らなければなりません。②の場合は、上司は労基署に問い合わせるなどをして労災請求を認めないという行動はとらせないないという対応が必要です。なお実際の補償は、企業が全額負担すると労災からの補償はありません。仕事が原因の事故や病気は労災保険で対応するのが原則ですが制度が複雑なので、労基署窓口で相談するようにしましょう。

【中林】